

子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）について

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、雇用や家計の悪化に直面する低所得のひとり親世帯を見舞う観点から、国の緊急支援策に基づき、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）を支給するもの。

2 事業概要

	①	②	③
支給対象者	令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受ける者	公的年金等の受給により、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない者 ※児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る者に限る。	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当の支給を受けている方と同じ水準となる者
給付額	児童一人当たり5万円		
申請手続き	児童扶養手当の受給者情報を活用するため、申請不要	申請必要 (申請期限：令和4年2月28日)	
支給時期	4月下旬	可能な限り速やかに支給	

3 補正予算額（事業費分、事務費分ともに全額国庫補助）

- (1) 事業費（給付金支給額） 45,750,000円
(2) 事務費 836,000円

4 今後の予定

- ①の者については、個別案内し、児童扶養手当の登録口座へ振り込む。
②の者については、個別に申請案内する。
③の者については、市ホームページや市報、窓口等で制度周知を図る。